

## 「はり、きゆう、マッサージ等施術費助成制度」に関するお知らせ

「はり、きゆう、マッサージ等施術費助成制度」は、はり、きゆう、マッサージ等の施術を受ける高齢者に対し、その費用の一部を助成することで高齢者の健康の保持増進に資することを目的に、昭和57年より開始した制度です。

当該制度につきましては、利用率減少などの理由による制度の見直しを行い、下記のとおり令和5年4月より、制度廃止に向けた段階的な縮小措置を実施し、令和5年度末（令和6年3月31日）をもって制度廃止となりますので、お知らせいたします。

これまで助成サービス開始時から長きにわたりご利用いただきました皆様方、そして関係する事業所の皆様におかれましては、今後、在宅福祉事業に限らず、高齢者福祉という広い視点で、施策の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

≪配布枚数の縮小≫ ※配布限度枚数 12 枚 ⇒ 6 枚

配付枚数の縮小	令和5年4月1日～令和6年3月31日
---------	--------------------

≪制度廃止≫

廃止日	令和6年3月31日
-----	-----------

高砂市福祉部人権福祉室地域福祉課

電話 : 079-443-9026

F A X : 079-443-3144